

図1：合併特例債を35億円活用した場合

総事業費：42億4,000万円		
一般財源 7億 4,000万円 (基金等から)	合併特例債	
	元金：35億円	
	利子8億 8,000万円	
	市負担額 13億1,000万円	交付税算入額（国から還ってくる額） 30億7,000万円
← 実質的な市の負担額 → 20億5,000万円		

(2) 通常の起債を活用した場合

通常の起債の場合は、対象事業費の75%までしか借入することができませんので、起債対象事業費38億4,000万円（現庁舎取壊費用や外構その他一式工事については起債の対象になりません。）の75%の28億8,000万円を借入額とし、その他の条件は、(1)の合併特例債の場合と同じく、償還期間25年（3年据え置き）、年利率1.5%として試算します。

結果は、図2にお示ししているとおり、実質的な市の負担額は48億4,000万円と、合併特例債を活用した場合より更に莫大な負担が生じることになります。また、実質公債費比率についても、元利償還の始まる平成33年度に17.6%に達することが試算され、新たな借金をするために県の許可が必要になる18%に大きく近づくことから、合併特例債が活用できない平成33年度以降に庁舎の整備を推進することは困難であると言えます。

図2：通常の起債を活用した場合

総事業費：42億4,000万円		
一般財源 13億6,000万円 (基金等から)	通常の起債	
	元金：28億8,000万円	
		利子 6億円
← 実質的な市の負担額：48億4,000万円 →		

5. おわりに

庁舎の整備に当たっては、財政的な課題が大きなウエイトを占めます。財源として期待される合併特例債は、返済する元金と利子の70%が国から地方交付税で還ってくるという有利な起債ではありますが、借金には変わりはありません。そのため、借金を返済する間は、ほかの事業への影響も少なからず出てくることが予想されます。

しかしながら、財政シミュレーションの結果をみると、合併特例債を使用しない庁舎の整備は更に莫大な事業費を要することから、その活用期限が過ぎる平成33年度以降の整備は事実上困難な状況となっています。また、耐震化工事により補強を図ったとしても、庁舎本体が耐用年数に達する20数年後には、再び抜本的な対策が必要になります。

市民の皆さんが安全で安心して暮らすための社会資本を将来世代に引き継ぐことは私たち現役世代の使命でもあります。防災の拠点施設である市庁舎の整備について、市民の皆さんの忌憚のないご意見をお聞かせください。